



# 和歌山市公報

令和6年（2024年）2月1日  
第1768号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【規則】

番号		ページ
1	和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	2
2	和歌山市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（人事課）	18

### 【告示】

18	指定納付受託者の指定に関する一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（デジタル推進課）	23
19	元気わかやま市応援寄附金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）	23
20	身体障害者福祉法の規定により指定した医師からの辞退の届出・・・・・・・・（障害者支援課）	23
21	和歌山市道路区域決定、変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	24
22	公示送達（令和5年度随時第8期並びに第4期、第5期及び第6期分介護保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（介護保険課）	24
23	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	24
24	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	25
25	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	26
26	公示送達（配当計算書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（納税課）	27
27	公示送達（令和5年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・・・・・（保険総務課）	27
28	公示送達（令和5年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・・・・・（保険総務課）	27
29	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 特定相談支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	27
30	児童福祉法の規定による指定障害児相談支援事業者の指定・・・・・・・・・・（障害者支援課）	28
31	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	28
32	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	28
33	公示送達（令和4年度介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに令和5年度介護 保険料納入通知書及び介護保険納入通知書（特別徴収））・・・・・・・・（介護保険課）	29
34	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 一般相談支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	29
35	児童福祉法の規定による指定障害児相談支援事業者の指定・・・・・・・・・・（障害者支援課）	29
36	公示送達（市県民税（普通徴収）督促状及び固定資産税・都市計画税督促状督促 状）・・（納税課）	30
37	公示送達（令和5年度6期国民健康保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課）	30
38	令和5年度国民健康保険料更生通知書の公示送達（令和3年度及び令和4年度国 民健康保険料更生通知書並びに令和5年度国民健康保険料更生通知書及び国民健 康保険料納入通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課）	30
39	道路線区域の決定、変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	31

### 【公告】

- 和歌山都市計画用途地域の変更に係る案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課） 31
- 和歌山都市計画用途地域の変更に係る案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課） 31
- 和歌山都市計画用途地域の変更に係る案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課） 32
- 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課） 32
- 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（建築指導課） 32
- 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課） 33

**【 選挙管理委員会告示 】**

- 2 和歌山市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨・・・・（選挙管理委員会事務局） 33
- 3 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 33
- 4 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 33

**【 人事委員会規則 】**

- 1 押印を求める手続の見直し等のための人事委員会規則の一部を改正する規則・・（人事委員会事務局） 34

**【 企業局告示 】**

- 1 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者・・・・・・・・（企業総務課） 34
- 2 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始・・・・・・・・（企業総務課） 35

**【 規 則 】**

和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 月 31 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

**和歌山市規則第 1 号**

和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 17 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

「	「
38	37
39	38
40	38
41	39
41	39
42	40
42	40
43	41
43	42
44	43
44	44
45	45
45	45
46	46
46	46

別表第7のアの表中	「	22	「	21	47	47	
		23		22	47	47	
		24		22	48	48	
		25		23	48	48	
		25		23	49	49	
		25		23	49	49	
		26		24	49	49	
		26		24	49	49	
		26		24	49	49	
		27		25	50	49	
		27		25	50	50	
		27		26	50	50	
		27		26	50	50	
		28		27	51	50	
		28		27	51	50	
		28		28	51	51	
		28		28	51	51	
		29		29	52	51	
		29		29	52	51	
		30		29	52	51	
		30		30	52	51	
		31		30	53	52	
		31	を	30	53	52	に、
		32		31	53	52	
		32		31	53	52	
		33		31	53	53	
		33		32	54	53	
		34		32	54	53	
		34		32	54	53	
		35		33	54	53	
		35		33	54	54	
		36		33	55	54	
		36		34	55	54	
		37		34	55	54	
		37		34	55	54	
		38		35	55	55	
		38		35	56	55	
		39		35	56	55	
		39		36	56	55	
		40		36	56	56	
		40		36	56	56	
	41		37	56	56		
	」		」	57	56		
				57	56		
				57	56		

57
57
57
58
58
58
58
58
58
59
59
59

56
56
56
56
57
57
57
57
57
57
57
57

56
56
56
56
56
57
57
57
57
57
58
58
58
58
58
59

を

55
55
56
56
56
56
56
56
56
56
57
57
57
57
57
57

に、

32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
33
33
34
34
35

を

31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
32
32
32
32
32
32
32
33

に改める。

26
27
28
29
29
30
30
31
31
32

25
26
26
27
27
28
28
29
29
30

32	30
33	31
33	31
33	32
34	32
34	33
34	33
35	34
35	34
35	35
36	35
36	36
36	36
37	37
38	37
39	38
40	38
41	39
41	39
42	40
42	40
43	41
43	41
44	42
44	42
45	43
45	43
46	44
46	44
47	45
47	45
48	46
48	46
49	47
49	47
50	48
50	48
51	49
51	49
52	50
52	50
53	51
53	51
54	52
54	52

別表第7のイの表中

を

に改める。

55	53
55	53
56	54
56	54
57	55
57	55
57	56
58	56
58	57
58	57
59	57
59	57
59	58
60	58
60	58
60	58
61	59
61	59
61	59
61	59
61	60
62	60
62	60
62	60
62	61
62	61
63	61
63	61
63	61
63	61
63	62
64	62
64	62
64	62
64	62
64	62
65	63
65	63
65	63
65	63
65	63
66	63
66	64
66	64

66
66
67
67
67
67
67
68
68

64
64
64
64
65
65
66
66
67

」

」

54
54
55
55
56
56
57
58
59
60
61
61
61
62
62
62
63
63
63
64
64
64
65
65
65
65
65
65
65
65
66
66
66
66
66

53
54
54
54
55
55
55
55
56
56
56
57
57
58
58
59
59
60
60
61
61
61
61
62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
63
63
63
64
64
64
64

「

「

別表第 7 のウ及びエの表中

38
39
40
41
41
41
42
42
42
43
43
43
44

を

37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43

に、

を

66
66
67
67
67
67
67
67
67
67
68
68
68

65
65
65
65
66
66
66
66
67
67
67
67

に改める。

別表第7のオの表中

70
71
72
73
74
75
76
77
77
78
78
79
79
80

を

69
70
70
71
71
72
72
73
74
75
76
77
78
79

に、

94
94
95
95
96
96
97
97
98
98
99
99
100
100
101
101
102
102
103

を

93
94
94
94
95
95
95
96
96
96
97
97
98
98
99
99
100
100
101

に、

54
55
56
57
58
59
60
61
62

53
54
54
55
55
56
56
57
58

63
64
65
66
67
68
69
69
70
70
71
71
72

を

59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71

に改める。

」

」

別表第7の力の表中

26
26
27
27
27
27
28
28
28
28
28
29
29
29
30
30
30
31
31

を

25
26
26
26
26
27
27
27
27
27
27
28
28
28
28
29
29
29
30
30

に改める。

」

」

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39

別表第7のキの表中

18
19
20
21
21
22
22
23
23
24
24
25
25
26
26
27
27
28

を

17
18
18
19
19
20
20
21
21
22
22
23
23
24
24
25
26
27

に、

42
43
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
53
53
53
54
54
54
54
55
55
55
55
56
56
56
56
57
57
57
57
57
58
58
58
58
59

を

39
40
40
41
42
43
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
53
53
53
54
54
54
54
55
55
55
55
55
56
56

に、





82
84
86
88
90
92

89
92
93
93
93
93

「

53
54
55
56
58
60
62
64
66
68
70
72
76
80
84
88
93
98
103
109
115
121

」

「

54
56
58
60
61
62
63
64
66
68
70
72
77
82
87
92
97
102
107
116
125
125

」

に、

を

に、

を

に、

を

「

97
102
107
112

」

「

99
106
113
113

」

「

67
80
82
84

」

「

77
84
85
85

」

に改める。

「

45
46
47
48
50
52
54
56

」

「

46
48
50
52
54
56
58
60

」

別表第 7 の 2 のイの表中

59	62
62	64
65	66
68	68
69	70
70	72
71	74
72	76
74	78
76	80
78	82
80	84
82	86
84	88
86	90
88	92
90	94
92	96
94	98
96	100
98	102
100	104
102	106
104	108
107	112
110	116
113	120
116	124
121	130
126	136
131	142
136	148
141	150
146	152
151	153

を

に改める。

別表第 7 の 2 のウの表中

20
21

を

20
22

に、

45
46
47
48
51
54
57

を

46
48
50
52
54
56
58

に、

78
80
82
84
85
86
87
88
91
94
97
100
107
114
121

を

79
82
85
88
90
92
94
96
100
104
108
112
116
120
124

に改める。

別表第7の2のエの表中

45
46
47
48
51
54
57

を

46
48
50
52
54
56
58

に、

78
80
82
84
85
86
87
88
91
94
97
100
107
114
121

を

79
82
85
88
90
92
94
96
100
104
108
112
116
120
124

に改める。

別表第7の2のオの表中

26
27
28
29
30
31
32
33
34

を

27
28
29
29
30
31
33
33
34

に、

77
78
79
80
81
82
83

を

78
80
82
84
85
86
87

	<table border="1"> <tr><td>35</td></tr> <tr><td>37</td></tr> <tr><td>37</td></tr> <tr><td>38</td></tr> <tr><td>39</td></tr> <tr><td>40</td></tr> </table>	35	37	37	38	39	40	<table border="1"> <tr><td>35</td></tr> <tr><td>37</td></tr> <tr><td>38</td></tr> <tr><td>39</td></tr> <tr><td>40</td></tr> <tr><td>41</td></tr> </table>	35	37	38	39	40	41	<table border="1"> <tr><td>84</td></tr> <tr><td>86</td></tr> <tr><td>88</td></tr> <tr><td>90</td></tr> </table>	84	86	88	90	<table border="1"> <tr><td>88</td></tr> <tr><td>89</td></tr> <tr><td>90</td></tr> <tr><td>91</td></tr> </table>	88	89	90	91																																
35																																																								
37																																																								
37																																																								
38																																																								
39																																																								
40																																																								
35																																																								
37																																																								
38																																																								
39																																																								
40																																																								
41																																																								
84																																																								
86																																																								
88																																																								
90																																																								
88																																																								
89																																																								
90																																																								
91																																																								
に、	<table border="1"> <tr><td>106</td></tr> <tr><td>108</td></tr> <tr><td>110</td></tr> <tr><td>112</td></tr> <tr><td>114</td></tr> <tr><td>116</td></tr> <tr><td>118</td></tr> <tr><td>120</td></tr> <tr><td>122</td></tr> <tr><td>124</td></tr> </table>	106	108	110	112	114	116	118	120	122	124	を	<table border="1"> <tr><td>107</td></tr> <tr><td>110</td></tr> <tr><td>113</td></tr> <tr><td>116</td></tr> <tr><td>118</td></tr> <tr><td>120</td></tr> <tr><td>122</td></tr> <tr><td>124</td></tr> <tr><td>125</td></tr> <tr><td>125</td></tr> </table>	107	110	113	116	118	120	122	124	125	125	に、	<table border="1"> <tr><td>21</td></tr> <tr><td>22</td></tr> <tr><td>23</td></tr> <tr><td>25</td></tr> <tr><td>26</td></tr> <tr><td>27</td></tr> <tr><td>28</td></tr> <tr><td>29</td></tr> <tr><td>30</td></tr> <tr><td>31</td></tr> <tr><td>32</td></tr> <tr><td>33</td></tr> </table>	21	22	23	25	26	27	28	29	30	31	32	33	を	<table border="1"> <tr><td>22</td></tr> <tr><td>23</td></tr> <tr><td>24</td></tr> <tr><td>25</td></tr> <tr><td>26</td></tr> <tr><td>27</td></tr> <tr><td>28</td></tr> <tr><td>30</td></tr> <tr><td>30</td></tr> <tr><td>32</td></tr> <tr><td>33</td></tr> <tr><td>34</td></tr> </table>	22	23	24	25	26	27	28	30	30	32	33	34	に、	<table border="1"> <tr><td>61</td></tr> <tr><td>63</td></tr> </table>	61	63	を
106																																																								
108																																																								
110																																																								
112																																																								
114																																																								
116																																																								
118																																																								
120																																																								
122																																																								
124																																																								
107																																																								
110																																																								
113																																																								
116																																																								
118																																																								
120																																																								
122																																																								
124																																																								
125																																																								
125																																																								
21																																																								
22																																																								
23																																																								
25																																																								
26																																																								
27																																																								
28																																																								
29																																																								
30																																																								
31																																																								
32																																																								
33																																																								
22																																																								
23																																																								
24																																																								
25																																																								
26																																																								
27																																																								
28																																																								
30																																																								
30																																																								
32																																																								
33																																																								
34																																																								
61																																																								
63																																																								
	<table border="1"> <tr><td>69</td></tr> <tr><td>70</td></tr> <tr><td>71</td></tr> <tr><td>72</td></tr> <tr><td>73</td></tr> <tr><td>74</td></tr> <tr><td>75</td></tr> <tr><td>76</td></tr> <tr><td>77</td></tr> <tr><td>78</td></tr> <tr><td>79</td></tr> <tr><td>80</td></tr> <tr><td>81</td></tr> <tr><td>82</td></tr> <tr><td>83</td></tr> <tr><td>84</td></tr> <tr><td>86</td></tr> <tr><td>88</td></tr> <tr><td>90</td></tr> </table>	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	86	88	90	を	<table border="1"> <tr><td>70</td></tr> <tr><td>72</td></tr> <tr><td>74</td></tr> <tr><td>76</td></tr> <tr><td>77</td></tr> <tr><td>78</td></tr> <tr><td>79</td></tr> <tr><td>80</td></tr> <tr><td>81</td></tr> <tr><td>82</td></tr> <tr><td>83</td></tr> <tr><td>84</td></tr> <tr><td>85</td></tr> <tr><td>86</td></tr> <tr><td>87</td></tr> <tr><td>88</td></tr> <tr><td>89</td></tr> <tr><td>90</td></tr> <tr><td>91</td></tr> </table>	70	72	74	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	に改める。														
69																																																								
70																																																								
71																																																								
72																																																								
73																																																								
74																																																								
75																																																								
76																																																								
77																																																								
78																																																								
79																																																								
80																																																								
81																																																								
82																																																								
83																																																								
84																																																								
86																																																								
88																																																								
90																																																								
70																																																								
72																																																								
74																																																								
76																																																								
77																																																								
78																																																								
79																																																								
80																																																								
81																																																								
82																																																								
83																																																								
84																																																								
85																																																								
86																																																								
87																																																								
88																																																								
89																																																								
90																																																								
91																																																								
	<table border="1"> <tr><td>62</td></tr> <tr><td>63</td></tr> </table>	62	63	に、																																																				
62																																																								
63																																																								
	<table border="1"> <tr><td>46</td></tr> <tr><td>48</td></tr> </table>	46	48		<table border="1"> <tr><td>47</td></tr> <tr><td>51</td></tr> </table>	47	51																																																	
46																																																								
48																																																								
47																																																								
51																																																								

別表第7の2の力の表中

52
56
59
62

を

55
59
62
64

に改める。

「

41
42
43
44
46
48
50
52
54
56
58
60
62
64
66
68
69
70
71
72
74
76
78
80
81
82
83
84
86
88
90
92
94
96
98
100
104
108
112

「

42
44
46
48
50
52
54
56
57
58
59
60
62
64
66
68
70
72
74
76
78
80
82
84
85
86
87
88
90
92
94
96
99
102
105
108
113
118
123

別表第7の2のキの表中

を

に、

「

82
84
86
88
90
92
94
96
98
100
102

」

を

「

83
86
89
92
94
96
98
100
101
102
103

」

116	128
120	131
124	134
128	144
132	153
139	153
146	153

に、

49
50
51
52
55
58
61
64
69
74
81
88

を

50
52
54
56
59
62
65
68
72
79
86
93

に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 1 月 31 日 掲示済)

和歌山市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 月 31 日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第 2 号

和歌山市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市技能労務職員の給与に関する規則（平成 17 年規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

46	45
46	46
47	46
47	46
48	47
48	47
49	47
49	48
50	48
50	48
51	49
51	49
52	49

別表第7中

52
53
53
54
54
55
55
56
56
56
56
56
56
57
57
57
57
57
58
58
58
58
58
58
59
59
59
59

を

50
50
50
51
51
51
51
52
52
52
52
52
52
53
53
53
53
53
54
54
54
54
54
54
55
55
55
55
55

に、

18
19
20
21
21
22
22
23
23
24

を

17
18
18
19
19
20
20
21
22
23

に、

34
35
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44

50
51
52
53
53
53
54
54
54
55
55
55
56
56
56
57
57

49
50
50
51
51
52
52
53
53
53
54
54
54
55
55
55
56





別表第 7 の 2 中

90
92
94
96
98
100
102
107
112
117

を

95
98
101
106
111
116
121
121
121
121

に、

26
27
28
30
32
34

を

28
30
32
33
34
35

に、

45
46
47
48
49
50
51
52
54
56
58
60
61
62
63
64
65
66
67
68
71
74
77
80
82
84
86
88
91
94
97
100

を

46
48
50
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
66
68
70
72
75
78
81
84
87
90
93
96
99
102
105
108

に、

45
46
47
48
51
54
57
60
62
64
66
68
71
74
77
80
87
94

を

46
48
50
52
54
56
58
60
62
64
66
68
72
76
80
86
92
98

に改める。

105
110
115
121
127
133

112
116
137
137
137
137

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。

(令和6年1月31日揭示済)

## 【 告 示 】

### 和歌山市告示第18号

電子申請システムを利用した手続に関する使用料、手数料、寄附金及び諸収入金に係る指定納付受託者（令和5年告示140号）の一部を次のとおり改正したので、地方自治法第231条の2の3第4項の規定により告示する。

令和6年1月16日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地を次のとおり改める。
- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地  
東京都品川区上大崎3丁目1番1号  
株式会社トラストバンク

(令和6年1月16日揭示済)

### 和歌山市告示第19号

元気わかやま市応援寄附金に係る指定納付受託者の指定（令和5年告示第141号）の一部を次のとおり改正したので、地方自治法第231条の2の3第4項の規定により告示する。

令和6年1月16日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地（1）を次のとおり改める。
- (1) 東京都品川区上大崎3丁目1番1号  
株式会社トラストバンク

(令和6年1月16日揭示済)

### 和歌山市告示第20号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月17日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診断する障害の種類	辞退年月日
大矢昌樹	公立大学法人 和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	じん臓機能障 害	令和5年12月31日

（令和6年1月17日揭示済）

**和歌山市告示第21号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和6年1月17日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年1月17日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
37-6	田屋府中線	和歌山市府中773番1地先 ～ 和歌山市府中773番3地先	旧	25.50	2.60 ～ 3.90
			新	25.50	4.00 ～ 4.30

（令和6年1月17日揭示済）

**和歌山市告示第22号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年1月18日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和5年度	随時第8期 第4期 第5期 第6期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和6年1月31日に変更する。

（別紙省略）

（令和6年1月18日揭示済）

**和歌山市告示第23号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年1月19日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年1月11日及び同月13日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年1月9日

南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和6年1月5日及び同月11日
----------------------	-----------------

2 移動し、保管した理由  
和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所  
名称 紀和駅前自転車等保管所  
所在地 和歌山市宇治家裏167番1  
電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

- (1) 返還日  
月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）
- (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (3) その他  
(1)及び(2)にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

(令和6年1月19日揭示済)

**和歌山市告示第24号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年1月19日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和6年1月4日、同月11日及び同月12日

2 移動し、保管した理由  
和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所  
名称 紀和駅前自転車等保管所  
所在地 和歌山市宇治家裏167番1  
電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 印鑑

(4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

(令和6年1月19日揭示済)

#### 和歌山市告示第25号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年1月19日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和6年1月22日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年10月10日及び同月14日	令和5年10月20日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年10月4日	令和5年10月20日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和5年10月2日	令和5年10月20日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和5年10月3日、同月5日、同月10日、同月11日及び同月13日	令和5年10月20日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和 6 年 1 月 19 日 揭示済)

**和歌山市告示第 26 号**

配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和 29 年条例第 30 号）第 16 条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 6 年 1 月 24 日

和歌山市長 尾花正啓

氏名又は名称	住所又は所在地
有限会社 正和興業	和歌山県和歌山市園部 1316 番地の 8

(令和 6 年 1 月 24 日 揭示済)

**和歌山市告示第 27 号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 6 年 1 月 24 日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和 5 年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和 6 年 1 月 24 日 揭示済)

**和歌山市告示第 28 号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 6 年 1 月 24 日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和 5 年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和 6 年 2 月 13 日に変更する。

(別紙省略)

(令和 6 年 1 月 24 日 揭示済)

**和歌山市告示第 29 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 26 日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
30301 23412	第二こ じか園	和歌山市田 尻155- 1	計画相談 支援	特定なし	社会福祉 法人 一 麦会	和歌山県和 歌山市岩橋 643	令和6年 2月1日	令和12 年1月3 1日

(令和6年1月26日揭示済)

**和歌山市告示第30号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1項第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月26日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
30701 01294	第二こ じか園	和歌山市田 尻155- 1	障害児相 談支援	特定なし	社会福祉 法人 一 麦会	和歌山県和 歌山市岩橋 643	令和6年 2月1日	令和12 年1月3 1日

(令和6年1月26日揭示済)

**和歌山市告示第31号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月26日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
30101 23770	ヘルパ ーステ ーション じぞ う	和歌山市南 出島74- 7 プチハ ンじぞ う 99 A1 02	同行援護	特定なし	株式会 社 LITA	和歌山県岩 出市桜台1 19番地	令和4年 3月1日	令和6年 1月1日
30101 01636	つくし 介護セ ンター	和歌山市東 高松1丁目 3-4	同行援護	特定なし	有限会 社 瀧谷	和歌山市東 高松1丁目 3-4	平成24 年2月1 日	令和6年 2月1日

(令和6年1月26日揭示済)

**和歌山市告示第32号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月26日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
30101 24398	就労定着支援事業所 ウェルビー和歌山市駅前センター	和歌山市東蔵前丁4番地ファーストビル7階	就労定着支援	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者	ウェルビー株式会社	東京都中央区銀座2丁目3番6号	令和6年2月1日	令和12年1月31日

(令和6年1月26日揭示済)

**和歌山市告示第33号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年1月29日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度	介護保険料納入通知書（特別徴収）	
令和5年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和5年度第7期の納期は令和6年2月8日に変更する。

(別紙省略)

(令和6年1月29日揭示済)

**和歌山市告示第34号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月29日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
30301 23420	相談支援事業所 ゆめいろ	和歌山市太田683-12	計画相談支援	特定なし	株式会社 愛夢	和歌山県和歌山市中6-73-97	令和6年2月1日	令和12年1月31日

(令和6年1月29日揭示済)

**和歌山市告示第35号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1項第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月29日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
30701 01302	相談支援事業所 ゆめいろ	和歌山市太田683-12	障害児相談支援	特定なし	株式会社 愛夢	和歌山県和歌山市中673-97	令和6年2月1日	令和12年1月31日

(令和6年1月29日揭示済)

**和歌山市告示第36号**

市県民税（普通徴収）督促状及び固定資産税・都市計画税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年1月31日

(別紙省略)

和歌山市長 尾花正啓

(令和6年1月29日揭示済)

**和歌山市告示第37号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年1月31日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期（月）別	種別	備考
令和5年度	第6期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和6年2月13日に変更する。

(別紙省略)

(令和6年1月29日揭示済)

**和歌山市告示第38号**

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年1月31日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和3年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和6年2月22日に変更する。
令和4年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和6年2月22日に変更する。
令和5年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和6年2月22日に変更する。
令和5年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和6年2月22日に変更する。

(別紙省略)

(令和6年1月31日揭示済)

## 和歌山市告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和6年2月1日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月1日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
26-2 29	旧	西脇229 号線	和歌山市磯の浦168番4地先 和歌山市磯の浦264番1地先	525.6	7.80 ～ 18.20
	新	西脇229 号線	和歌山市磯の浦168番4地先 和歌山市磯の浦264番1地先	541.2	6.00 ～ 18.20

(令和6年2月1日揭示済)

## 【 公 告 】

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了日までに、和歌山市に意見書を提出することができる。

令和6年1月19日

和歌山市長 尾花正啓

- 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画市場の変更
- 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
和歌山市西浜の一部
- 都市計画の案の縦覧場所  
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課
- 縦覧期間  
令和6年1月19日（金）から2月2日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで

(令和6年1月19日揭示済)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了日までに、和歌山市に意見書を提出することができる。

令和6年1月19日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画地区計画の変更（岡崎地区地区計画）
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
和歌山市森小手穂、吉礼 の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間  
令和6年1月19日（金）から2月2日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 5 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで

(令和6年1月19日揭示済)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了日までに、和歌山市に意見書を提出することができる。

令和6年1月19日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画地区計画の変更（紀伊地区（2）地区計画）
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
和歌山市田屋、府中 の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間  
令和6年1月19日（金）から2月2日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 5 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで

(令和6年1月19日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年1月22日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市神前字宮出157番1、157番4	和歌山市新中島63番8 大和ハウス工業株式会社和歌山支店 支配人 金田恵治
和歌山市津秦字蓼原223番1、223番2、223番5、223番6、223番7、字師匠田251番1	東京都中央区京橋1丁目6番1号 株式会社アンビスホールディングス 代表取締役 柴原慶一

(令和6年1月22日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和 6 年 1 月 26 日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和 6 年 1 月 24 日 和建指第 2749 号	和歌山市向字古小 273 番 1 の一部	和歌山市黒田一丁目 2 番 17 号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男	6.00m×45.55m  45.55m

(令和 6 年 1 月 26 日 掲示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 6 年 1 月 29 日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市森小手穂字小手穂 656 番 1	(登載省略)
和歌山市栗栖字徳井 33 番 3、43 番 7	(登載省略)

(令和 6 年 1 月 29 日 掲示済)

### 【 選挙管理委員会告示 】

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第 2 号

令和 5 年 4 月 23 日執行の和歌山市議会議員一般選挙における各候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のように公表する。

令和 6 年 1 月 16 日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原秀明

(別紙省略)

(令和 6 年 1 月 16 日 掲示済)

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第 3 号

令和 5 年における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表する。

令和 6 年 1 月 16 日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原秀明

(別紙省略)

(令和 6 年 1 月 16 日 掲示済)

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第 4 号

令和 5 年における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表する。

令和 6 年 1 月 16 日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原秀明

(別紙省略)

(令和 6 年 1 月 16 日 掲示済)

**【 人 事 委 員 会 規 則 】**

押印を求める手続の見直し等のための人事委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 2 月 1 日

和歌山市人事委員会委員長 田 中 祥 博

**和歌山市人事委員会規則第 1 号**

押印を求める手続の見直し等のための人事委員会規則の一部を改正する規則

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第 1 条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成 11 年人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「記名押印」を「記名」に改める。

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第 2 条 不利益処分についての審査請求に関する規則（平成 11 年人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「記名押印」を「記名」に改める。

第 17 条第 4 項中「記名押印」を「記名」に改める。

(職員団体の登録に関する規則の一部改正)

第 3 条 職員団体の登録に関する規則（平成 11 年人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号、別記様式第 2 号、別記様式第 3 号、別記様式第 4 号、別記様式第 5 号、別記様式第 8 号及び別記様式第 9 号中「和歌山市人事委員会 委員長 様」を「(宛先) 和歌山市人事委員会 委員長 様」に改め、「㊟」を削る。

(職員団体の法人格取得の手続に関する規則の一部改正)

第 4 条 職員団体の法人格取得の手続に関する規則（平成 11 年人事委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中「和歌山市人事委員会 委員長 様」を「(宛先) 和歌山市人事委員会 委員長 様」に改め、「㊟」を削る。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則)

第 5 条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（平成 14 年人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「記名押印」を「記名」に改める。

(和歌山市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第 6 条 和歌山市職員の退職管理に関する規則（平成 28 年人事委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 2 月 1 日 掲示済)

**【 企 業 局 告 示 】****和歌山市企業局告示第 1 号**

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成 10 年水道局規程第 2 号）第 27 条第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 1 月 17 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
大阪府豊中市庄内西町 2 丁目 4 番 3 号庄内駅前ビル 4 B イースマイネ株式会社 代表取締役 佐々田志織	イースマイネ 株式会社	大阪府豊中市庄内西 町 2 丁目 4 番 3 号庄 内駅前ビル 4 B	令和 5 年 1 2 月 1 日	第 6 3 9 号
広島県広島市中区鶴見町 8 番 5 7 号 株式会社 N-Vision 代表取締役 中村信幸	株式会社 N- Vision	広島県広島市中区鶴 見町 8 番 5 7 号	令和 5 年 1 2 月 6 日	第 6 4 0 号

(令和 6 年 1 月 17 日 掲示済)

### 和歌山市企業局告示第 2 号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、告示の日から 2 週間、和歌山市企業局経営管理部営業課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 18 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

#### 1 公共下水道の供用開始

##### (1) 供用を開始すべき年月日

令和 6 年 2 月 1 日

##### (2) 下水を排除すべき区域

###### ア 中央終末処理場に下水を排除すべき区域

北中島 1 丁目、出水、田尻、黒田、西浜及び関戸 3 丁目の各一部

###### イ 北部終末処理場に下水を排除すべき区域

古屋、島橋北ノ丁、島橋西ノ丁、西庄及びび加太の各一部

##### (3) 供用を開始しようとする排水施設の位置

前号表示の区域内

##### (4) 供用を開始しようとする排水施設

分流式 出水、田尻、黒田、西浜、関戸 3 丁目、古屋、島橋北ノ丁、島橋西ノ丁、西庄及びび加太の各一部

合流式 北中島 1 丁目の一部

#### 2 終末処理場による下水の処理の開始

##### (1) 下水の処理を開始すべき年月日

令和 6 年 2 月 1 日

##### (2) 下水を処理すべき区域

前項第 2 号で下水を排除すべき区域とした表示の区域

##### (3) 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

ア 和歌山市三葛 510 番地の 1 中央終末処理場

イ 和歌山市本脇 653 番地の 2 北部終末処理場

(令和 6 年 1 月 18 日 掲示済)